



熊本県公報

第 1 2 7 2 5 号

平成 30 年 5 月 25 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (〃) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (〃) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (〃) 2
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (〃) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (〃) 5

公 告

- 特定調達契約に係る契約相手方の決定…………… (税務課) 6
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 6
- 熊本都市計画下水道の変更…………… (都市計画課) 7
- 熊本都市計画地区計画 (益城町馬水西原第二地区計画) の変更 (益城
町決定) …………… (〃) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7

登 載 依 頼

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等
の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 8
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 8
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 9
- 熊本県警察の交番駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は
警備区域の一部改正…………… (警察本部地域課) 12

告 示

熊本県告示第 4 1 7 号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 6 2 年法律第 3 0 号) 附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称及 び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人山 鹿むつみ福祉会 山鹿市鍋田字年 の神 1 8 8 8 番 地の 1	チブサン荘短期入 所生活介護事業所 山鹿市鍋田字年 の神 1 8 8 8 番地の 1	4 3 1 1 0 0 3 5 3	平成 3 0 年 5 月 1 6 日	短期入所生 活介護

熊本県告示第 4 1 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第51条の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
美里町社協ケアセンター 低用 下益城郡美里町永富15 10番地	社会福祉法人 美里町社 会福祉協議会 下益城郡美里町永富15 10番地 会長 上田 泰弘	同行援護	平成30年 5月31日
美里町社協ケアセンター 中央 下益城郡美里町佐俣33 8番地	社会福祉法人 美里町社 会福祉協議会 下益城郡美里町永富15 10番地 会長 上田 泰弘	同行援護	平成30年 5月31日

熊本県告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス ここえる 荒尾市大島92 番地10	株式会社まごころジ ャパン 荒尾市川登1907 番地11 田添 史郎	平成30年5 月18日	4350300093	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第420号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
すてっぷ 八代市鏡町内田 239番地	一般社団法人 就労 支援協会 八代市鏡町内田23 9番地 岩崎 尋和	平成30年5 月1日	4350200301	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第421号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ももの樹 八代市日奈久竹 之内町3049 番地	社会福祉法人八代市 日奈久北部福祉会 八代市日奈久大坪町 3680番地1 開田 寿史	平成30年5 月1日	4350200319	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第422号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

門出地区（その3）

阿蘇郡西原村大字河原字門出629番1、650番1、650番3、651番1、695番1、696番1、699番1、699番4、700番1、700番2、700番3、700番5、649番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、651番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、629番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、700番3地先の水

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第423号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 舞堂地区

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字舞堂965番4、966番2、965番4地先の道

2 馬立地区

阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立173番2

3 鉢ノ久保地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字鉢ノ久保4887番2

4 田坪地区（その2）

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪5144番、5144番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

5 下鳥小塚地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字下鳥小塚4746番82

6 一ノ峯地区（その2）

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字一ノ峯2384番

7 平田地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字平田2461番

8 西鶴地区

阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字西鶴4451番

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第424号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 南屋敷地区

上益城郡御船町大字高木字南屋敷1253番、1253番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

2 屋敷地区

上益城郡御船町大字木倉字屋敷2427番、2428番、2427番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

3 上野中地区

上益城郡御船町大字木倉字上野中1940番1、1940番2、1941番1、1940番2地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

4 下山神地区（Bブロック）

上益城郡御船町大字御船字下山神653番3、653番8、653番10、653番9、653番3地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、653番8地先の水の一部（次の地図に示す部分に限る。）

5 山下地区（Aブロック）

上益城郡御船町大字辺田見字山下又630番、630番、631番、又630番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

6 山下地区（Bブロック）

上益城郡御船町大字辺田見字山下又633番、633番2、633番1、633番3、634番、636番、又637番、637番、又633番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

7 津留地区

上益城郡御船町大字滝尾字津留5846番2

8 宮ノ元地区

上益城郡御船町大字滝尾字宮ノ元1585番2、1585番、1579番、1579番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

9 大美正地区

上益城郡御船町大字滝尾字大美正3107番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3108番、3107番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

10 中野地区

上益城郡御船町大字田代字中野3428番1、3428番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3428番5

11 西原地区

上益城郡御船町大字上野字西原5112番1

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び御船町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年5月25日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字黒瀬戸 2228番1地先から	前	5.6 ～ 8.1	167.0	防交安 (交通安全)
		同所 2265番地先まで	後	11.6 ～ 20.0	167.0	

2 区域を変更する期日 平成30年5月25日

熊本県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
玉名地域保健医療センター	玉名市玉名 2 1 7 2	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
佐藤胃腸科・肛門科・外科医院	玉名市伊倉片諏訪 2 9 1 - 2	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
上杉整形外科	荒尾市荒尾 7 8 9 - 4	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
やざわ整形外科クリニック	玉名市松木 2 7 番 1	平成 3 0 年 2 月 2 8 日
林原皮膚科医院	八代市通町 1 1 - 1 4 ニュークリエイトビル 3 階	平成 3 0 年 2 月 2 8 日
たかの眼科	球磨郡あさぎり町上北 1 9 3 - 1	平成 3 0 年 2 月 2 8 日
河野産婦人科医院	人吉市上薩摩瀬町 1 4 0 8 - 1	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
斉藤歯科クリニック	人吉市下城本町 1 3 8 3 - 1	平成 3 0 年 1 月 3 1 日
きよら歯科	阿蘇郡南小国町赤馬場 1 4 4 - 1	平成 3 0 年 3 月 1 5 日
聖デンタルクリニック	上益城郡益城町惣領 9 1 0 - 1	平成 3 0 年 3 月 2 9 日
菊南ハーモニー歯科クリニック	合志市須屋 1 9 2 2 - 4	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
島崎歯科医院	玉名市亀甲 7 8 - 2	平成 3 0 年 3 月 3 1 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
通町薬局	八代市通町 1 1 - 1 4	平成 3 0 年 2 月 2 8 日
熊入さくら薬局	山鹿市熊入町 1 2 2 - 1	平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県告示第 4 2 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 3 0 年 5 月 2 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人つばめ 河野産婦人科医院	人吉市上薩摩瀬町 1 4 0 8 - 1	平成 2 9 年 1 0 月 1 日
たかの眼科	球磨郡あさぎり町上北 1 9 3 - 1	平成 3 0 年 3 月 1 日
やざわ整形外科クリニック	玉名市松木 2 7 番 1	平成 3 0 年 3 月 1 日
上杉整形外科	荒尾市荒尾 7 8 9 - 4	平成 3 0 年 4 月 1 日
尾上医院	天草市大浜町 8 - 1 0	平成 3 0 年 4 月 2 日

荒尾中央病院	荒尾市増永1544-1	平成30年4月16日
佐藤泌尿器科クリニック	山鹿市新町204	平成30年5月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
斉藤歯科クリニック	人吉市下城本町1383-1	平成30年2月1日
菊南ハーモニー歯科クリニック	合志市須屋1922-4	平成30年4月2日
じん歯科クリニック	天草市中村町2-18	平成30年5月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みうた薬局	山鹿市鹿本町御宇田663-2	平成30年4月1日
海浜総合薬局 山鹿店	山鹿市新町205番地2	平成30年5月1日

公 告**熊本県公告第297号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
平成30年度くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
82,850,040円（うち消費税及び地方消費税の額6,137,040円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第298号

八代市に事務所を置く水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山田 新一	八代市水島町1921番地
理事	鶴田 数也	八代市水島町2265番地
理事	満田 豊	八代市水島町2145番地
理事	鶴山 正行	八代市水島町2918番地1
理事	橋本 典幸	八代市水島町2633番地26
理事	池田 毅	八代市水島町2189番地
理事	早野 敬行	八代市水島町30番地1
監事	古川 照也	八代市水島町50番地
監事	松村 吉昭	八代市水島町2533番地
監事	中村 邦昭	八代市水島町2133番地

就任		
理事	山田 新一	八代市水島町1921番地
理事	松村 一	八代市水島町2532番地2
理事	垣下 昭博	八代市水島町2483番地16
理事	橋本 哲孝	八代市水島町2554番地13
理事	千代永 崇史	八代市水島町2119番地
理事	垣下 秀和	八代市水島町2205番地
理事	橋本 道太	八代市水島町2962番地
監事	平野 和博	八代市水島町2187番地
監事	宮本 慶一	八代市水島町2572番地
監事	橋口 正昭	八代市水島町3020番地

熊本県公告第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町馬水西原第二地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字船入483番1、同485番1、同486番1、同487番1、同488番1、同489番1、同496番1、同497番1、同498番1、同499番1及び
び里道並びに水路の一部
2,754.87平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区西梶尾町603番地
合同会社CSC

熊本県公告第302号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月25日から同年6月7日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
片岡 孝充	八代市植柳新町	八代市本野町字東古川1519番ほか3筆
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市昭和明徴町字明徴736番3ほか2筆
有限会社中村農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字会所2489番

合同会社田副農園	八代市鏡町両出	八代市鏡町貝洲字壱番割6番
山田 隆義	八代市鏡町有佐	八代市鏡町有佐字龍子815番1
宮崎 裕児郎	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字四番割714番1ほか5筆
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字参番割611番ほか10筆

2 申請年月日
平成30年5月11日

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月25日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表上天草市の部市長部局の項中「課長」を「課長 政策審議員」に改め、同表菊陽町の部町長部局の項中「審議員」を「次長」に改め、同表教育委員会の項中「次長」を「教育部長」に改め、同表益城町の部町長部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 政策審議監 土木審議監 危機管理監」に改め、同表多良木町の部町長部局の項中「室長 総務課主幹（総務係の業務を担当する主幹に限る。）」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年5月25日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

1 競争入札に付する事項

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年6月8日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を含める）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第7号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月25日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 借入物品及び数量

ア 教育用コンピュータ 648セット

イ その他周辺機器及びソフトウェア

(5) 借入物品の規格、品質など

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。

(6) 借入期間

平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで

(7) 納入期限

平成30年8月31日（金）

(8) 履行場所

要求仕様書による

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年6月8日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(3)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。

郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 仕様適合証明願に機能等証明書及び納入物品仕様一覧等を添付し、1(2)の発注・契約担当部局に平成30年6月19日（火）午後5時までに提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（「仕様適合証明書」による。）を受けた者であること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 仕様適合証明書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成30年6月25日（月）午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年6月25日（月）午後5時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年7月5日（木）まで行う。

(3) 入札説明会

ア 日時 平成30年5月31日（木）午後2時

イ 場所 熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室

(4) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年7月4日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年7月5日（木）午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年7月4日（水）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中

に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(5) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(4) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(4) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。

(6) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 5 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（6 0 月）を乗じて得た金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 7 8 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 4

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 4 - 1 5 0 9

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

A set of personal computers for education

・ 648 personal computers

・ peripheral equipments and softwares

(2) Date and place to tender

Date: July 5th, 2018, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2674

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会告示第 11 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。

平成 30 年 5 月 25 日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

1 の表小国警察署赤馬場駐在所の項中「同同同」を「同南小国町大字赤馬場」に改め、同表小国警察署黒川駐在所の項中「同南小国町大字満願寺」を「同同大字満願寺」に改める。